

第 16 号議案

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第８条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第９条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１４条第４項第３号ア（ア）中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア（イ）中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ（ア）中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ（イ）中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第１６条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改める。

第２１条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第２７条を次のように改める。

第２７条 削除

第３７条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第３８条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に改める。

第３９条第２項及び第４１条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第５３条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条

第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第54条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。